



事業系一般廃棄物の分け方



一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、適正処理の徹底をお願いします。

資源物としてリサイクルできるもの

紙類、繊維類、木・枝・草は、市内にリサイクル業者がいますので積極的にリサイクルしてください。リサイクルできないものは、一般廃棄物となります。

紙類 ※1

段ボール、新聞、飲料用紙パック、雑誌、雑紙（ざつがみ） など



繊維類 ※1

衣類、シーツ、タオル、毛布（天然繊維） など
※非感染性で天然繊維のもの



木・枝・草 ※1

剪定枝、刈り草、落ち葉 など



厨芥類 ※1 ※2

残飯、残菜、調理残さ など



紙おむつ

非感染性のものに限る



※1 特定の事業活動に伴うものは、産業廃棄物となります。

※2 食品リサイクル法の登録事業者へ搬入すると、堆肥化・飼料化することができます。

一般廃棄物

リサイクルできないものは、一般廃棄物として清掃センターへ搬入してください。

木製品 ※1

鉛筆、割りばし、家具 など

注：木製パレットは産業廃棄物



革製品

天然革のものに限る

注：天然革にゴムが付いたもの、合成革は産業廃棄物

紙類 ※1

ティッシュ、写真、複写伝票、シール台紙 など



繊維類 ※1

会社名等が入った衣類、タオルなど
注：非感染性で天然繊維のもの

木・枝・草 ※1

厨芥類 ※1

紙おむつ

※1 特定の事業活動に伴うものは、産業廃棄物となります。

例外的に搬入できるもの

産業廃棄物に該当するものですが、例外的に制限を設けて搬入できるものです。

ビン・缶・ペットボトル

透明・半透明な40ℓ以下の袋で
1日各種1袋まで



蛍光管

1日30本まで

